神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Recent cases on representative suits

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗山, 修, Kuriyama, Osamu メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/583

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

株主代表訴訟に関する最近の判決例とその検討

栗　山　　修

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　株主代表訴訟のポイント
Ⅲ　名古屋高裁金沢支部平成18年１月11日判決
（熊谷組株主代表訴訟事件）
Ⅳ　大阪高裁平成18年６月９日判決
（ダスキン株主代表訴訟事件）
Ⅴ　最高裁平成18年４月10日判決
（蛇の目ミシン株主代表訴訟事件）

Ⅰ　はじめに

取締役[(1)]の職務執行が善管注意義務（以下，注意義務）違反等にあたり，それが原因で会社に損害が生じた。このような場合，会社は当該取締役にたいして損害賠償を請求しうる[(2)]。その際，法形式上は「会社」が当該取締役を被告として提訴する。しかし，取締役等が「会社」を代表することから，事実上同僚が同僚にたいして責任追及をすることになる。いわゆる仲間意識から同僚を相手に提訴しづらい等が原因で[(3)]，当該提訴は実行されにくい。そこで，昭和25年の商法改正で「株主代表訴訟」制度が新設された。

以下では，株主代表訴訟のポイントについて概観する（後記Ⅱ）。その後に株主代表訴訟に関する最近の高裁および最高裁の各判決，具体的には名古屋高裁金沢支部平成18年１月11日判決（後記Ⅲ）・大阪高裁平成18年６月９日

判決（後記Ⅳ）・最高裁平成18年４月10日判決（後記Ⅴ）を紹介し，各判決に関連する問題点を検討する。

（注）
（１） 平成18年５月１日施行の「会社法」（以下，法）は，取締役をはじめ会計参与および監査役を「役員」とする（法329条１項かっこ書）。
（２） 「役員」および執行役・会計監査人（「役員等」）は，任務懈怠による会社の損害について賠償責任を負うとする（法423条１項）。
（３） 龍田節・会社法大要（以下，龍田）163頁　脚注34）（有斐閣　平成19年）。

Ⅱ　株主代表訴訟のポイント

１　提訴権者

(1)　公開会社[(1)]

６か月前から引き続き株式を保有していれば，１株の保有者でも提訴しうる[(2)]。

(2)　「公開会社」でない株式会社

１株の保有者でも提訴でき，株主となった時点で提訴権者となりうる[(3)]。

会社に損害が生じた後に株主となった者も提訴できるか。換言すれば，提訴株主は取締役の職務執行によって会社に損害が生じた際にも株主であることが要求されるのか。一般には，以下の理由で要求されないと解されている。①法847条１項はそれを要求していない。②代表訴訟には取締役の違法行為を抑止する機能もある[(4)]。

代表訴訟の提起が「提訴権者もしくは第三者の不正な利益を図りまたは株式会社に損害を加えることを目的とする場合」には，当該訴訟は認められない[(5)]。また，代表訴訟の係属中に株式移転がなされて提訴した株主が完全親会社の株主となった場合等であっても，提訴権は失われない[(6)]。

2　提訴要件

株主が会社にたいし，取締役[7]の責任を追及するよう書面等で請求する。それを受けた会社が60日以内[8]に提訴しない場合[9]に限り，当該株主が提訴権者となる。この場合の当該株主は，会社の「機関」として行為すると考えられよう[10]。

3　担保提供命令・申立て手数料

(1)　担保提供命令

代表訴訟が悪意で提起された旨を被告が疎明すれば，裁判所は原告株主に相当の担保を立てることを命じうる[11]。

(2)　申立て手数料

代表訴訟は「財産権上の請求ではない請求」とされることから，「訴訟の目的の価額」は160万円とされる。このことから，申立て手数料は１万3,000円とされる[12]。

4　費用等の請求と専属管轄

(1)　費用等の請求

提訴した株主が勝訴した場合，当該株主は相当の範囲で弁護士（弁護士法人）報酬および訴訟に関して必要とされた費用を被告とされた会社にたいして請求できる[13]。

(2)　専属管轄

原告株主は，会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所に提訴しなければならない[14]。

5　訴訟参加

会社は，株主の提起した訴訟の被告である取締役側に補助参加できる[15]。そのためには，監査役設置会社であれば監査役，委員会設置会社であれば監査

委員全員の同意が必要とされる[16]。

6　和解

代表訴訟が提起され，その後に和解が成立した。その際に会社が和解の当事者でなければ，裁判所は会社に和解の内容を通知しかつ当該和解に異議があれば2週間以内に異議を述べる旨を催告しなければならない。会社がその期間内に書面で異議を述べなければ，上記通知の内容をもって株主が和解をなすことを会社が承認したものとみなされる[17]。

（注）

（1）　法2条5号。

（2）　法847条1項。定款で6か月を下回る期間を定めている場合にはそれによる（同項かっこ書）。単元株制度を採用している会社では，定款で提訴権は行使できない旨を定めていない限りこれを行使できる（法189条2項）。公開会社でない株式会社の場合も同様である。

（3）　法847条2項。

（4）　龍田・165頁　脚注41）。

（5）　法847条1項ただし書。「会社法」で明定された。

（6）　法851条1項。「会社法」で明定された。

（7）　発起人等も代表訴訟の被告とされる（法847条1項）。

（8）　60日の経過により会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には，ただちに提訴できる（法847条5項）。

（9）　このような場合に株主または取締役等の請求があった時は，会社は遅滞なく提訴しない理由を書面等により通知しなければならない（法847条4項）。「会社法」で明定された。高橋均「株主代表訴訟における不提訴理由書制度をめぐる今後の課題」商事法務1756号34頁は，不提訴理由制度に関する課題について検討する。

（10）　神田秀樹・会社法（第9版）225頁（弘文堂　平成19年）。

（11）　法847条7項。

（12）　法847条6項・民事訴訟費用等に関する法律4条2項。平成15年の改正前は「訴訟の目的の価額」が95万円であったことから，申立て手数料は8,200円であった。

（13）　法852条。

(14) 法848条。
(15) 法849条１項。これについての概略は，江頭憲治郎・株式会社法448頁　脚注（９）（有斐閣　平成19年）参照。
(16) 法849条２項。
(17) 法850条。

Ⅲ　名古屋高裁金沢支部平成18年１月11日判決[1]

（熊谷組株主代表訴訟事件）

１　事実の概要と判旨

(1) 事実の概要

株式会社熊谷組（以下，K社）は，平成８年から平成12年までの間に合計9,913万3,000円の政治資金の寄附（以下，寄附）をした。これにたいし，K社の株主がつぎのような理由で代表訴訟を提起した。①寄附は公序良俗に違反する。②寄附は会社の目的の範囲外の行為である。③寄附は取締役の注意義務（以下，義務）に違反する[2]。なお，被告とされた者およびその請求内容は以下のとおりである。①平成８年および平成９年の寄附の最終決裁をした当時のK社取締役Y_1にたいし，寄附相当額である4,984万6,000円およびそれの遅延損害金の支払い。②平成10年から平成12年までの寄附の最終決裁をした当時のK社代表取締役社長Y_2にたいし，寄附相当額である4,928万7,000円およびそれの遅延賠償金の支払い。③原審および当審口頭弁論終結時のK社代表取締役社長であるY_3にたいし，（旧）商法272条に基づきK社代表取締役としておこなう寄附差止めの請求。

第一審は平成10年４月１日以降になされた寄附につきY_2の義務違反を認めたが，Y_1およびY_3にたいする請求はいずれも棄却した。これにたいし，XおよびY_2がこれを不服として控訴した。

(2) 判旨

本事件判決は以下のように判示して，Y_2に義務違反はないとした。

「取締役は，会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては，その会社の規模，経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して，合理的な範囲内において，その金額等を決すべきであり，この範囲を超えて不相応な寄附をした場合には取締役の会社に対する善管注意義務違反となるところ（最高裁昭和45年大法廷判決参照）……同社[K社をいう―筆者注]による寄附額が年々減額されており，特に平成8年時と平成12年時を比較すれば，半額以下にまで減額されていること，……本件政治資金の寄附の相手方である国民政治協会は，もとより適法な組織団体であり，その寄附を受ける適格性に何ら問題はないこと等の事情に照らすと，本件政治資金の寄附は合理的な範囲内にあるというべきであり，不相応な寄附とまではいえないから，一審被告らに取締役の善管注意義務違反があったということはできない。」

2　本事件判決の意義

本事件判決は，以下の点に意義があるといえよう。

(1)　最高裁昭和45年6月24日大法廷判決[3]（八幡製鉄政治献金事件最高裁判決。以下，最高裁判決）で示された解釈基準を踏襲した。

(2)　上記の解釈基準に拠れば，本件政治資金の寄附は合理的な範囲内である。したがって，被告取締役に義務違反はなかったとした[4]。

3　会社は政治献金をなしうるか

最高裁判決は，つぎのように判示してこれを認める。「会社は，自然人たる国民と同様，国や政党の特定の政策を支持，推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する[5]。」これにたいしては，つぎのような理由からこれを認めない見解もある。すなわち，「法人の経済的自由権については，法人内部の構成員の政治的自由と矛盾・衝突したりする場合がありうる[6]」あるいは「株式会社のなす政治献金は，株主全員の同意に基づいてなされた

ものでないかぎりは無効である[7]」とされる。

最高裁平成8年3月19日判決[8]は「税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄附することは，税理士会の目的の範囲外の行為である」とする。このことから，最高裁判所はつぎのような基準で団体が政治献金をなしうるか否かを判断しているといえよう。すなわち，自己の意思でその構成員となる者（株主）から成立している株式会社では，自らが選任した取締役の判断でこれをなしうる。これにたいし，自己の意思とは無関係に会員となることが強制されるような税理士会等の団体においては，個々の会員の思想・信条が同一ではないであろうことから当該団体は特定の政党に政治献金をなすことはできない[9]。

4　政治献金と取締役の責任

最高裁判決は会社が政治献金をなすことを認めることから，それが合理的な範囲であれば取締役の注意義務・忠実義務に違反しないとする。換言すれば，合理的な範囲を越えれば上記の義務違反となり責任が生じる。もっとも，「合理的な範囲」の解釈基準は必ずしも明らかではない。

会社は政治献金をなしえないとする見解にたてば，それをなすのは会社の権利能力の範囲外の行為をすることになる。そうであれば，それに賛成した取締役には当然にその責任が生じる。

（注）

（1）　判例時報1937号143頁。

（2）　これに加えて，以下もその理由とする。④寄附は公職選挙法199条1項に違反する。⑤寄附は政治資金規正法22条の4　1項に違反する。

（3）　泉田栄一「会社の政治献金」別冊ジュリスト会社判例百選8頁参照。

（4）　鳥山恭一「会社による政治献金と取締役の責任」金融商事判例1263号20頁は，本事件判決を検討する。

（5）　これを支持する見解として，例えば北沢正啓「会社の政治献金」会社法演習17頁（有斐閣　昭和58年）参照。

（6） 芦部信喜（高橋和之補訂）・憲法（第4版）88頁（岩波書店　平成19年）。
（7） 河本一郎・現代会社法（新訂第9版）70頁（商事法務　平成16年）。
（8） 民集50巻3号615頁。
（9） 鳥山「会社による政治献金と取締役の責任」法学セミナー625号111頁。同論文は，このような解釈基準を批判する。

Ⅳ　大阪高裁平成18年6月9日判決(1)

（ダスキン株主代表訴訟事件）

1　事実の概要と判旨

(1)　事実の概要

本事件は，株式会社ダスキン（以下，ダスキン）の株主が同社の取締役（Y_1からY_{12}）および監査役（Y_{13}）にたいして提起した株主代表訴訟である。本事件の事実関係は複雑であるが，主たる問題とされるそれは大略つぎのとおりである。

ダスキンは，平成12年4月頃から「大肉まん」（以下，肉まん）の販売を開始した。その後の同年11月30日，肉まんの製造受託先を希望していたB社がA社の製造した肉まんに日本国内では未認可添加物のTBHQが混入されていることを指摘した。同年12月2日，指摘をうけたA社とダスキンはその真偽につき調査をおこなった。その結果，製造原料にTBHQが混入されているのは事実であるが，実際に販売された肉まんからTBHQは検出されていないことが明らかになった（以下，本件事実）。そして，同年20日頃までにTBHQが混入された肉まんが1,314万個販売された（以下，本件販売）。本件事実の漏えいを恐れたY_4は，口止め料としてB社代表Cに6,300万円を支払った。平成14年5月15日，保健所が匿名の通報に基づき肉まんを販売している4店舗に立入り調査をした。これを知ったマスコミが大きく報道したことから，同月20日にダスキンは記者会見をして本件事実を明らかにした。

ダスキンの株主であるXは，（旧）商法266条1項5号に基づき注意義務違反を理由にY_1からY_{13}(2)にたいして損害賠償を請求した。

第一審裁判所はつぎのように判示した。すなわち，肉まんが販売されていた当時の専務でその後に社長となったY_4は平成12年12月末頃に本件事実を知った。しかしY_4は，当該事実を当時の社長であったY_3に報告しなかった。以上から，本件事実を公表しなかったことと損害発生の因果関係を認めたうえで損害にたいする寄与度が5パーセントとするY_4の責任を認めた。Y_3については，社長退任まで本件事実を認識しておらずY_5等も本件事実を認識したのは平成13年7月以降であるから，当該因果関係は認められないとした。これにたいし，XおよびY_4が控訴した。

(2) 判旨

本事件判決は以下のように判示して第一審判決を変更し，Y_4については本事件で出損された5パーセントとB社代表Cに支払った全額，Y_3についても本事件で出損された5パーセント，第一審で被告とされたY_5等についても本事件で出損された3パーセント，の金額の支払い義務を認めた。

「一審被告らは，本件混入や本件販売継続の事実がC側からマスコミに流される危険を十分認識しながら，それには目をつぶって，あえて，『自ら積極的には公表しない』というあいまいな対応を決めたのである。そして，これを経営判断の問題と主張する。……現に行なわれてしまった重大な違法行為によってダスキンが受ける企業としての信頼喪失の損害を最小限度に止める方策を積極的に検討することこそが，このとき経営者に求められていたことは明らかである。ところが，前記のように，一審被告らはそのための方策を取締役会で明示的に議論することもなく，『自ら積極的には公表しない』などというあいまいで，成り行き任せの方針を，手続き的にもあいまいなままに黙示的に事実上承認したのである。それは，到底，『経営判断』というに値しないものというしかない。」

「一審被告Y_4及び一審被告Y_3の善管注意義務違反，さらには，その後の『自ら積極的には公表しない』というあいまいで消極的な方針が，保健所の立ち入り検査後にマスコミ各社の取材を受ける形で急遽公表を迫られ，それ

により上記のような大々的な疑惑報道がなされるという最悪の事態を招く結果につながったことは否定できない。したがって，一審被告Y_3及びY_4と，その他の一審被告らは，事実を知った時期及び地位などに照らしその都合を異にするとはいえ，いずれもその善管注意義務違反により損害が拡大したことに責任を負うべきである。」

2　本事件判決の意義

本事件判決は，以下の点に意義があるといえよう。

(1)　ダスキンでは，担当取締役は経営上の重要な事項を取締役会に報告するようにと定め，従業員にもミスや突発的問題が生じた際の速やかな報告の周知徹底等をしていた。してみれば，ダスキンにおける法令遵守体制は本件販売当時，整備されていなかったとまではいえない。

(2)　Y_1等が本件混入や本件販売継続の事実を「自ら積極的には公表しない」としたことは「経営判断」に値せず，注意義務違反となる。

(3)　Y_4およびY_3は本件で出損された5パーセント，Y_5等については3パーセントの金額の支払い義務を負う[3]。

3　内部統制システム

本事件判決は，ダスキンが本件販売当時，法令遵守体制を整備していなかったとはいえないとした。法令遵守体制の整備については，大阪地裁平成12年9月20日判決[4]（大和銀行代表訴訟事件）が取締役はこれを整備する義務を負うと明言した[5]。さらに同事件判決は，取締役はリスク管理体制を整備する義務を負うともした。

リスク管理体制と法令遵守体制をあわせて「内部統制システム」と称される[6]。大会社[7]は「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を定めなければならないとして，内部統制システムの整備義務を課す[8]。コーポレート・ガバナ

ンスを実現するための手段とされる内部統制システムの整備とは，具体的にはつぎの体制の整備をいう[9]。「①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制，②損失の危険の管理に関する規程その他の体制，③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制，④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制，⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制[10]。」

4　取締役の経営判断

本事件判決は，「本件混入等の事実を自ら積極的に公表しない」とする被告取締役の経営判断は注意義務違反にあたるとする。会社経営にリスクはつきものである。たとえば甲社の取締役会が，ある事業をおこなうことの決定をした。しかし事業は失敗し，大きな損害が生じた。このようなケースで，損害の発生を理由に当該決定をした取締役に例外なくその責任を負わせるのは妥当であろうか。これを認めれば取締役は萎縮し，自己保身の経営に終始するであろう。その結果，リスキーではあるが成功すれば大きな利益をもたらすビジネスチャンスをみすみす見逃すことにもなりかねない。

上記の事態を回避すべく，以下の要件を満たせば注意義務違反にあたらないとして取締役は免責されると一般に解されている。①経営判断をなす際に必要不可欠な情報に基づいて当該判断をしたこと。②経営判断の対象とされた事項に取締役と会社の間で利益相反がないこと。③経営判断に合理性のあること[11]。これらの要件が満たされているとして取締役の免責を認めることを「経営判断原則」と称することがある。取締役の免責という点では，アメリカにおける “business judgment rule” と同様である。しかしアメリカのそれは，一定の要件が満たされれば裁判所の審理はなされないとされる[12]。しかるに，わが国の「経営判断原則」は裁判所が一定の要件を満たしているとして取締役の免責を認める。この点で，両者が相違することに留意しなければ

ならない。

5　賠償額の算定

本事件判決はY_4等が出損された5パーセント，Y_5等が3パーセントの全額の支払い義務を負うとして，第一審判決で被告とされた者全員に賠償義務があるとした。賠償額の算定方法の一つに，損害の寄与度に応じた割合で因果関係を認定して賠償額を決定する見解がある[13]。上記見解にたいしては，本来的に連帯責任を負うべき取締役の責任[14]についてはなじまないのではないかとしてこれを疑問視する見解もある[15]。

（注）

（1）　判例タイムズ1214号115頁。

（2）　肉まんにTBHQが混入されているのを知ってその販売を黙認していたY_1およびY_2は，Y_3等と分離して審理がなされた。その結果，Y_1およびY_2には106億2,400万円およびその利息支払いが命じられた。

（3）　畠田公明「食品衛生法上使用が認められていない食品添加物を使用した商品が販売されていたことを後から認識した取締役の公表すべき義務」ジュリスト1332号102頁，北村雅史「違法行為の隠蔽による信用の失墜と取締役の賠償責任」商事法務1803号4頁は本事件判決を検討する。

（4）　判例時報1721号3頁。岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題[上]［下]」商事法務1576号4頁，同1577号4頁は同事件判決を詳細に検討する。

（5）　野村修也「取締役の監視義務と内部統制体制」会社判例百選124頁。

（6）　岩原・前掲注（4）11頁。

（7）　法2条6号。

（8）　取締役会設置会社については法362条5項，取締役会非設置会社については法348条4項を参照。非大会社でも取締役会で決定すればこれを定めうる（法362条4項6号)。

（9）　龍田・113頁。

（10）　会社法施行規則100条1項。

（11）　龍田・92頁。

（12）　吉原和志「取締役の注意義務と経営判断原則」会社判例百選122頁。

（13）　第一審判決はこの見解に拠る。荒谷裕子「代表訴訟による取締役の賠償責任」

判例タイムズ948号90頁はこの見解を妥当とする。

(14) 法430条。

(15) 吉原和志「関税法・外為法に違反する不正取引・輸出につき取締役に注意義務・忠実義務違反があったとして寄与度に応じた責任が認められた事例」私法判例リマークス15号106頁。

V 最高裁平成18年4月10日判決(1)

(蛇の目ミシン株主代表訴訟事件)

1 事実の概要と判旨

(1) 事実の概要

本事件は，蛇の目ミシン工業株式会社（以下，B社）の株主が同社の取締役であるY_1からY_5にたいして提起した株主代表訴訟である。本件の事実関係は複雑であるが，主たる問題とされるそれは大略つぎのとおりである。

① AおよびAが代表取締役であるI社はB社株を大量に買い付け，昭和63年3月末にはI社が3,255万6,000株を保有するB社の筆頭株主になり，Aが300万株を保有するB社の大株主となった。Aは，同年6月開催の株主総会で取締役に就任した。I社はB社株取得のためすでにLリース社（以下，L社）から借入れていた490億円に加え，昭和63年9月末日までにQファイナンス社（以下，Q社）から966億円を借り受けた。966億円の借受けのうち500億円についてはB社株1,740万株が担保とされた。

Aは平成元年6月頃，B社にたいして同社・C銀行・L社等が出資する新会社を設立するように働きかけた。Aの構想は，その新会社にI社がQ社から借り受けている966億円の肩代わりをさせることにあった。Y_2およびY_3はI社が保有するB社株を早期に引き取ることが得策と考えた。しかし，C銀行は実質的にはB社の損失においてAがB社株を高値で売り抜ける事態を実現させるものであるとしてこれに強

く反対した。担保とされている1,740万のＢ社株をＱ社に買い取ってもらうのが望ましいと考えたＣ銀行は，Ｑ社の系列会社であるＰグループの総帥であるＴにその要請をなす計画をしていた。それを知ったＡはこれを阻止すべく，Ｃ銀行の要請を断わるように話をするようY_2に依頼した。Y_2はＴのもとへ赴いたが，何の説明もできないままＴの下を辞した。これを知ったＡは平成元年７月28日，Y_2に「貴殿所有のＢ社株1,740万株のファイナンス或いは買取につきＢ社が責任をもって行います」旨記載されたＡあての書面（以下，Y_2念書）を作成した。その後ＡはＴに会ってY_2念書をみせ，Ｐグループによる Ｂ社株1,740万株の買取りを断念させた。そして，ＡはY_3等にたいしてその保有するＢ社株をY_2念書付きで暴力団の関連会社に売却済みである旨を信じさせた。その後，平成元年８月４日に暴力団からＢ社株を買い戻すために必要な300億円を用立てる件がまとまらないことを非難し，Y_3およびY_1にたいして「大阪からヒットマンが二人来ている」などと述べ脅迫した。その結果，Ｃ銀行は系列のノンバンクであるＬ社に300億円を融資させた。

② Ａは，その後もＱ社にたいする966億円のＩ社債務の肩代わりを迫った。その結果，Ｂ社は関連会社を通してそれを肩代わりした。

(2) 判旨(2)

第一審および原審は，Ｘの請求を棄却した。そこでＸは，上告受理の申立てをした。最高裁判所は以下のように判示し，Y_1等の忠実義務・注意義務違反および株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定違反の責任を認めた。

「本件において，被上告人らは，Ａの言動に対して，警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということはできないから，Ａの理不尽な要求に従って約300億円という巨額の金員をＩ社に交付することを提案し又はこれに同意した被上告人らの行

為について，やむを得なかったものとして過失を否定することは，できないというべきである。」

「会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で，当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は，上記規定にいう『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』利益を供与する行為というべきである。」

2　本事件判決の意義

(1)　理不尽な要求に従って約300億円もの巨額の金員交付の提案等をした取締役に，過失はないとはいえない。

(2)　会社が好ましくない者の権利行使を回避するためにその者から株式を取得するのは，「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」利益を供与したことにあたる[3]。

3　取締役の義務

取締役は注意義務[4]，忠実義務[5]を負う。注意義務は，取締役がその地位にある者として要求される程度の注意をもって職務執行をしなければならない義務をいう。これにたいし忠実義務は，株主から経営を委された取締役は自己が利益を得るために会社の利益を犠牲にしてはならないとされる義務をいう。このように，二つの義務はその内容を異にするといえよう[6]。英米法においても，注意義務（duty of care）と忠実義務（duty of loyalty）は上記のように理解されている[7]。しかし，判例は忠実義務を注意義務と同質のものと解している[8]。

注意義務違反とされるためには，過失が要求される。これにたいし，無過失でも忠実義務違反は成立する。このような見解[9]にたいしては，必ずしもそのように解釈されることにはならないとする見解もある[10]。

4　法令違反と注意義務

第一審および第二審はつぎのように判示した。すなわち，300億円の利益供与をした取締役は外形的には忠実義務，注意義務に違反する。しかし当該取締役のした利益供与はやむを得ない点もあるから，過失があつたとはいえない。すなわち，下級審判決は注意義務違反があってもそれが「過失」とされないケースもあるとした(11)。

取締役の会社にたいする責任について，（旧）商法266条１項５号は「法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲナシタルトキ」としていた。そこで，同号にいう「法令」とは，①すべての法令を含むのか（非限定説），②株主・会社の利益保護をはかる規定に限られるのか（限定説）との議論があった(12)。また，取締役の責任の判断構造について，①具体的な法令違反の場合と注意義務違反の場合とを同様に考えるのか（一元説），②両者を分けて考えるのか（二元説(13)）との議論がある。この議論は，換言すれば①具体的な法令違反があれば注意義務違反にもあたるのか，②具体的な法令違反があればそれが注意義務違反にもあたるのかは別個に検討しなければならないのか，という問題である(14)。「会社法」は，取締役の責任について「任務を怠ったとき(15)」に負うと規定をしたことから，同法は一元説に親和的であるとの指摘がある(16)。

5　株主の権利行使に関する利益供与の意義

本事件判決は，（旧）商法294条ノ２　１項が規定する「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」を広く解釈して前記２・(2)のように判示した。これにたいしては，一般的な買収防衛策の許容範囲等の観点から疑問視する見解もある(17)。

（注）

（１）　金融商事判例1249号27頁。

（２）　以下は，上記①についての判旨である。上記②に関する「債務の肩代わり及び担保提供（本件方策）」についても，本判決はY_1等の「ァ　忠実義務，注意義務違反の責任」および「ィ　株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定違

反の責任」をそれぞれ認めた。

（３） 宮迫美明「脅迫に畏怖した会社に損害を与えた取締役の責任を否定した事例」ジュリスト1309号132頁，鳥山「恐喝された取締役による利益供与と取締役の責任」法学セミナー619号，近衛大「蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件」金融商事判例1249号20頁，藤原俊雄「金融商事判例研究」金融商事判例1249号62頁，宍戸善一「仕手筋からの脅迫に応じて巨額の金員を交付することとした取締役の責任」ジュリスト1332号104頁は，本事件判決を検討する。

（４） 法330条・民法644条。

（５） 法355条。

（６） 龍田・90頁，前田庸・会社法入門（第11版）402頁（有斐閣　平成18年），神田・会社法（第９版）192頁　脚注２）。

（７） 龍田・90頁。

（８） 八幡製鉄政治献金事件最高裁判決。これまでは同質説が通説であったが，現在では異質説が通説といえよう。

（９） 北沢政啓・会社法（第６版）413頁（青林書院新社　平成13年）。

（10） 龍田・90頁は，無過失の忠実義務違反は考えらえないとする。江頭憲治郎・株式会社法392頁脚注（２）は，二つの義務についてわが国に適合した独自の解釈基準を考えることが必要であるとする。

（11） 近衛・前掲注（３）22頁はこれを批判する。

（12） 最高裁平成12年７月７日民集54巻６号1767頁（野村證券損失補償事件最高裁判決）は非限定説を妥当とした。

（13） 吉原和志「会社法の下での取締役の対会社責任」企業法の理論（上）528頁（商事法務　平成19年）。同論文では，この問題について詳細な検討がなされている。

（14） 潮見佳男「民法からみた取締役の義務と責任」商事法務1740号38頁。

（15） 吉原・前掲注（13）548頁は，「任務懈怠＝注意義務違反と過失とが実際上ほぼ重なり合う」とする。

（16） 潮見・前掲注（14）40頁。

（17） 宍戸・前掲注（３）106頁。